
【低圧自由料金】
料金以外の供給条件の主な見直し内容について

2023年8月18日
北海道電力株式会社

料金以外の供給条件の主な見直し内容

- ・当社は、2024年2月分より、低圧自由料金（電気標準約款〔低圧〕、選択約款、需給契約要綱および付帯契約要綱）について料金以外の供給条件を見直します。
- ・主な見直し内容は以下のとおりです。

1. 選択約款のお客さまについての見直し

対象となる料金プラン（選択約款）

時間帯別電灯（ドリーム8）、ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム8エコ）、3時間帯別電灯（eタイム3）、3時間帯別電灯（eタイム3）〔Sプラン〕、3時間帯別電灯（eタイム3）〔Mプラン〕、低圧時間帯別電力、深夜電力A、深夜電力B、深夜電力C、深夜電力D、融雪用電力A（ホットタイム19）、融雪用電力B（ホットタイム22）、融雪用電力C（ホットタイム19エコ）、融雪用電力D（ホットタイム22エコ）、融雪用電力L（ホットタイム22ロング）、低圧蓄熱調整契約

①	電気料金の支払義務発生日の見直し	・検針日から、一般送配電事業者等から受領した検針結果等にもとづき、当社での料金請求が可能となった日に変更します。
②	使用電力量の算定方法の見直し	・検針日における電力量計の読みによる差引きから、託送供給等約款に定める30分ごとの接続供給電力量の合計値に変更します。
③	使用電力量のお知らせに関する規定の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・使用電力量や電気料金等に関するご請求情報等のご案内は、原則、電磁的方法（Webサイト「ほくでんエネモール」等）によりお知らせすることに変更します。 ・書面でのお知らせを希望される場合は、⑤の発行手数料を申し受けません。

料金以外の供給条件の主な見直し内容

④	検針できなかつた場合等の使用量の取扱いの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・託送供給等約款との整合を図る観点から、お客さまが不在等のため検針できなかつた場合および一般送配電事業者等が特別の事情により各月ごとに検針を行わなかつた場合の使用電力量の取り扱いについて、お客さまと当社との協議による取扱いに変更します。
⑤	振込票および書面発行請求書の有料化	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減に向けたペーパーレス化推進の取り組みとして、電気料金等の振込票および書面発行請求書の発行手数料を申し受けます。 1 契約あたり1通（税込）： <ul style="list-style-type: none"> [振込票] 220円/月 [書面発行請求書※] 110円/月 ※口座振替やクレジットカード支払において、請求額をお知らせする書面になります。
⑥	制限・中止割引の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化およびコスト削減による将来の電気料金の低減を図る観点から、一般送配電事業者等による電気の使用中止または制限する場合で、一般送配電事業者等の判断に基づき実施していた電気料金の割引を廃止します。
⑦	Webサイト「ほくでんエネモール」等の加入取扱いの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・Webサイト「ほくでんエネモール」等を通じてご請求情報等をお知らせすることを踏まえ、電気のご契約とあわせて、原則としてWebサイト「ほくでんエネモール」等のインターネットにより当社が提供する指定サービスにご加入いただきます。
⑧	信用情報の第三者提供	<ul style="list-style-type: none"> ・料金その他の債務を当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名・住所・支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

料金以外の供給条件の主な見直し内容

⑨	破産等の場合の支払期日の短縮	<ul style="list-style-type: none"> 破産の申立てを受けた場合等の料金の支払期日は、通常支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）によらず、その該当日または支払義務発生日の翌日から起算して7日目とします。
⑩	料金の支払方法の取扱いの見直し	<ul style="list-style-type: none"> 料金の支払方法は原則として口座振替またはクレジットカード支払とします。 口座から引き落としができなかった場合等特別の事情がある場合には振込票支払とします。この場合、⑤の発行手数料を申し受けます。
⑪	供給停止および解約の取扱いの見直し	<ul style="list-style-type: none"> これまで料金を支払期日を20日経過してもなお支払いいただけない場合等には、供給を停止し、その後もなお支払いいただけない場合にはご契約を解約する取扱いとしていましたが、今後は、支払期日を経過してもなお支払いいただけない場合等には、供給を停止することなく、ご契約を解約させていただきます。 ※解約後、無契約のままご使用された場合、一般送配電事業者等が供給を停止する場合があります。
⑫	停止期間中の料金減額の廃止	<ul style="list-style-type: none"> これまで供給停止期間中は、不使用扱いとし日割計算により料金を減額してご請求していましたが、今後、供給停止は送配電設備の保安等のために一般送配電事業者等が実施することを踏まえ、供給停止期間中の料金減額を廃止します。
⑬	名義変更の手続きに関する取扱いの見直し	<ul style="list-style-type: none"> 相続等により名義変更の手続きによる契約変更を希望する場合には、当社の承諾を必要とする取扱いに見直します。 名義変更の申し出方法として新たに電磁的方法を追加します。

料金以外の供給条件の主な見直し内容

⑭	<p>需給開始後 1 年未満で廃止または変更される場合の料金の精算の取扱いの見直し</p>	<p>・これまで需給開始後1年未満での廃止または変更の場合は、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既料金との差額を精算していましたが、今後は、ご契約の料金プランの基本料金および電力量料金を割増し（電灯契約種別は10%、動力契約種別は20%割増し）して算定される料金と既料金の差額により精算します。</p>
⑮	<p>その他共通の供給条件等の見直し</p>	<p>・これまで選択約款のお客さまに共通して適用する供給条件等は特定小売供給約款に準じて取り扱うこととしておりましたが、今後は、電気標準約款[低圧]に定める供給条件等にもとづいて取り扱います。</p>
⑯	<p>力率割引・割増の廃止</p> <p>【低圧時間帯別電力、融雪用電力 A（ホットタイム19）、融雪用電力 B（ホットタイム22）、融雪用電力 C（ホットタイム19エコ）、融雪用電力 D（ホットタイム22エコ）、融雪用電力 L（ホットタイム22ロング）が対象】</p>	<p>・託送供給等約款との整合、業務運営の効率化およびコスト削減による将来の電気料金の低減を図る観点から、力率割引・割増を廃止します。</p>

料金以外の供給条件の主な見直し内容

<p>⑰</p>	<p>料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式の見直し</p> <p>【時間帯別電灯（ドリーム8）、ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム8エコ）が対象】</p>	<p>・昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式を次のとおり変更します。</p> <table border="1" data-bbox="691 287 1881 911"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階 料金適用 電力量</td> <td> $90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等日数}}$ </td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>第2段階 料金適用 電力量</td> <td> $120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等日数}}$ </td> <td> $210\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等日数}} - \text{第1段階料金適用電力量}$ </td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	第1段階 料金適用 電力量	$90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等日数}}$	変更なし	第2段階 料金適用 電力量	$120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等日数}}$	$210\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等日数}} - \text{第1段階料金適用電力量}$
	変更前	変更後									
第1段階 料金適用 電力量	$90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等日数}}$	変更なし									
第2段階 料金適用 電力量	$120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等日数}}$	$210\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等日数}} - \text{第1段階料金適用電力量}$									
<p>⑱</p>	<p>Sプラン割引額、Mプラン割引額の算定等の取扱いの見直し</p> <p>【3時間帯別電灯（eタイム3）〔Sプラン〕、3時間帯別電灯（eタイム3）〔Mプラン〕が対象】</p>	<p>・これまで料金がSプラン割引額およびMプラン割引額として定める料金率を下回る場合は、Sプラン割引額およびMプラン割引額は再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む料金を上限としていましたが、今後は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く、基本料金および電力量料金の合計を上限とします。</p> <p>・また、料金を日割計算により算定する場合、これまでSプラン割引額およびMプラン割引額については日割計算しない取扱いとしていましたが、今後は、基本料金を日割りする場合に準じて日割計算します。</p>									

料金以外の供給条件の主な見直し内容

2. 需給契約要綱および付帯契約要綱のお客さまについての見直し

対象となる料金プラン（需給契約要綱および付帯契約要綱）

エネとくポイントプランB、Web・eプラスB、Web・eプラスC、エネとくSプランB、エネとくMプランB、エネとくMプランC、エネとくLプランB、エネとくLプランC、エネとくシーズンプラスB、エネとくシーズンプラスC、ふらっとソーラープラン、エネとくスマートプラン、eタイム3プラス、エネとくスノープラン、エネとく動力プラン、カーボンFプラン

①	振込票および書面発行請求書の有料化	<p>・環境負荷の低減に向けたペーパーレス化推進の取り組みとして、電気料金等の振込票および書面発行請求書の発行手数料を申し受けません。</p> <p>1 契約あたり1通（税込）：</p> <p> [振込票] 220円/月</p> <p> [書面発行請求書※] 110円/月</p> <p>※口座振替やクレジットカード支払において、請求額をお知らせする書面になります。</p>
---	-------------------	---

※上記は、対象となる料金プランに共通して適用される電気標準約款〔低圧〕の規定を見直すことにより実施します。